

令和 6 年度 福岡市保健所運営協議会

福岡市保健所

目 次

I	福岡市保健所運営協議会 委員名簿	1
II	福岡市保健所関係役付職員名簿	2
III	福岡市保健所の運営について	3
	(1) 健康危機管理部	5
	(2) 感染症対策部	6
	(3) 精神保健・難病対策部	8
	(4) 地域衛生部	9

[参考資料]

・ 地域保健法（抜粋）	12
・ 福岡市保健所運営協議会条例・同施行規則	13

福岡市保健所運営協議会 委員名簿

(敬称略、五十音順、令和6年12月2日時点)

氏 名	役 職
有馬 久富	福岡大学医学部衛生・公衆衛生学教室 主任教授
案浦 美雪	一般社団法人福岡市医師会 副会長
石井 早苗	福岡市衛生連合会 会長
石本 優子	福岡市議会議員
磯部 紀子	福岡県難病医療連絡協議会 会長
岩崎 浩己	独立行政法人国立病院機構九州医療センター 院長
大村 重成	一般社団法人福岡県精神科病院協会 副会長
鬼塚 昌宏	福岡市議会議員
勝見 美代	福岡市議会議員
神田 晋爾	一般社団法人福岡市歯科医師会 会長
杉元 美智代	公益社団法人福岡市食品衛生協会 副会長
田城 涼子	一般社団法人福岡市薬剤師会 副会長
中房 祐司	福岡赤十字病院 院長
二宮 利治	九州大学大学院医学研究院 衛生・公衆衛生学分野 教授
東田 周三	一般社団法人福岡市獣医師会 会長

福岡市保健所関係役付職員名簿

(令和6年12月2日時点)

役 職 名	氏 名
保健所長	田中 雅人
健康危機管理部長	木本 昌宏
健康危機管理課長	江野 功太郎
感染症対策部長	執行 睦実
感染症対策課長	大脇 五鈴
精神保健・難病対策部長	山本 信太郎
精神保健・難病対策課長	水崎 亜紀
地域衛生部長	衣笠 有紀
医薬務・衛生推進課長	肥前 昌一郎
食品安全推進課長	平野 尚人
東衛生課長	吉田 恵介
博多衛生課長	杉山 祐治
中央衛生課長	久原 明子
南衛生課長	松崎 太郎
城南衛生課長	山口 律子
早良衛生課長	中島 裕子
西衛生課長	松尾 友香

1 福岡市保健所の運営について

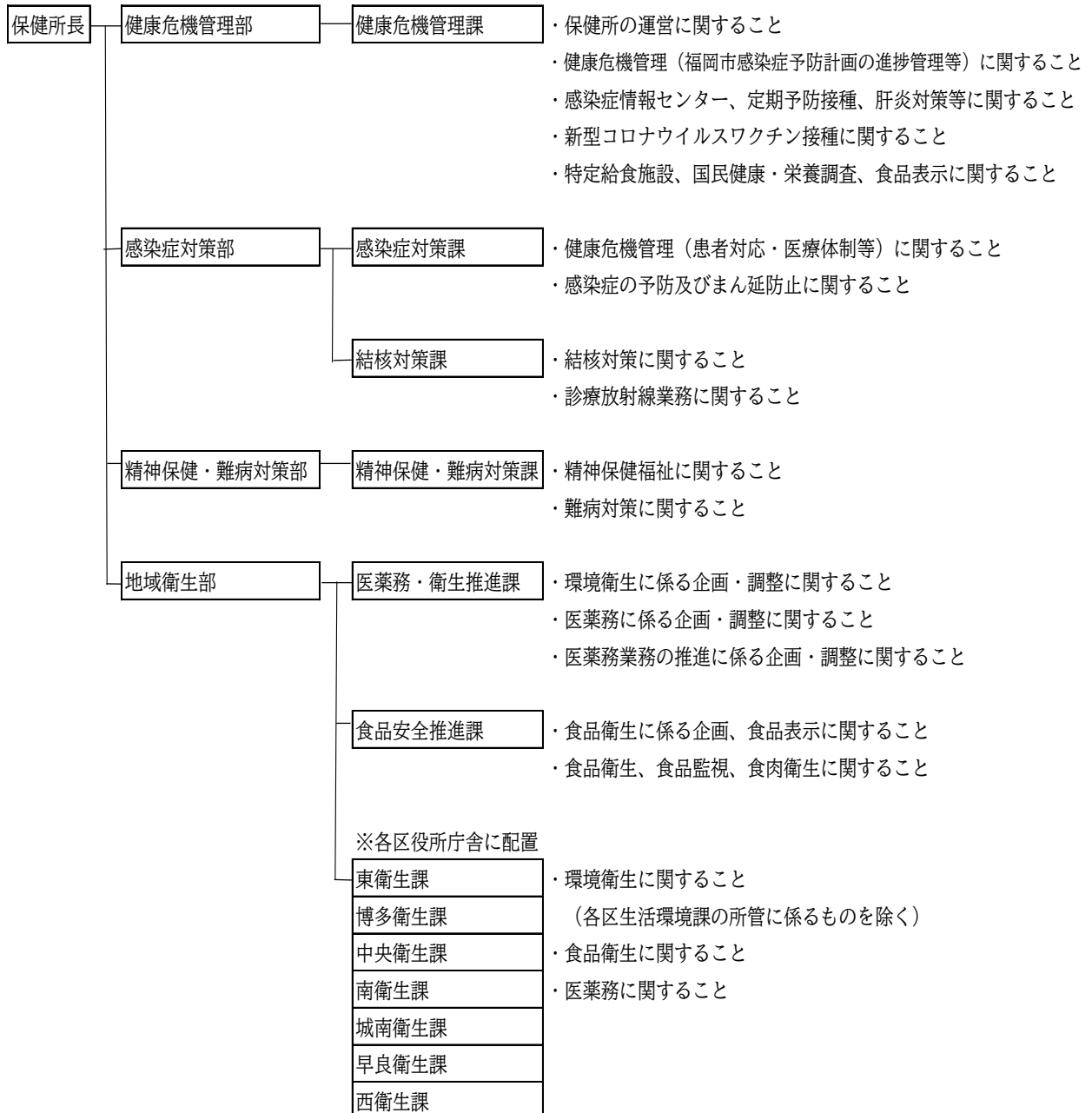
保健所の設置根拠

○地域保健法第5条第1項

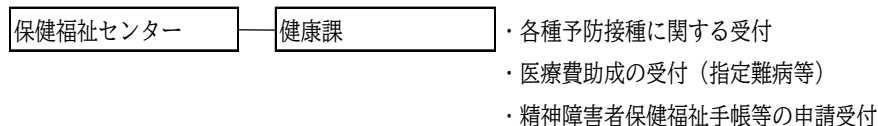
保健所は、都道府県、政令指定都市、中核市その他の政令で定める市又は特別区が設置する。

組織及び事務分掌

(保健医療局)



(各区役所)



職員配置表

	職 員 数	職種別内訳							
		医 師	事 務	保 健 師	看 護 師	放 射 線 技 師	衛 生 管 理	獣 医 師	管 理 栄 養 士
保健所長	1	1							
健康危機管理部長	1		1						
健康危機管理課	21		11	1			2		7
計	22		12	1			2		7
感染症対策部長	1	1							
感染症対策課	14	3	2	6	1		2		
結核対策課	9	1		5		3			
計	24	5	2	11	1	3	2		
精神保健・難病対策部長	1	1							
精神保健・難病対策課	24	1	11	12					
計	25	2	11	12					
地域衛生部長	1	1							
医薬務・衛生推進課	9						9		
食品安全推進課	7						7		
東衛生課	13						12	1	
博多衛生課	22						19	3	
中央衛生課	18						17	1	
南衛生課	10						9	1	
城南衛生課	9						8	1	
早良衛生課	11						10	1	
西衛生課	9						7	2	
計	109	1					98	10	
総 計	181	9	25	24	1	3	102	10	7

※令和6年11月1日現在

(1)健康危機管理部の所管業務について

①健康危機管理課

係名	所管業務	今後の主な取組み
企画調整係	<u>保健所の運営に関すること</u> ・保健所の庁舎管理 ・保健所内の連絡調整 ・保健所運営協議会の開催 ・保健所情報の発信など <u>健康危機管理(福岡市感染症予防計画の進捗管理等)に関すること</u> ・「福岡市感染症予防計画」等に基づく健康危機管理体制の強化 ・本部設置体制の構築 ・庁内調整 ・衛生物資の備蓄など	○「福岡市感染症予防計画」の進捗管理 ○応援職員向け研修及び本部設置訓練等の実施 ○感染症対策に使用する防疫用備品の整備、感染症対策物資等の備蓄 ○新型インフルエンザ等対策行動計画の改定
感染症政策係	<u>感染症情報センター、定期予防接種、肝炎対策等に関すること</u> ・感染症発生動向調査 ・感染症に関する情報発信 ・各種予防接種の委託業務等 ・原爆被爆者事務 ・肝炎治療特別推進事業など	○小児、高齢者等への予防接種の推進 ○SNS 等を活用した平時からの感染症情報の提供
新型コロナウイルスワクチン接種担当	<u>新型コロナウイルスワクチン接種に関すること</u> ・令和6年度からの定期接種の実施に伴う各種調整	○秋の定期接種の実施
特定給食施設担当	<u>特定給食施設、国民健康・栄養調査、食品表示に関すること</u> ・特定給食施設の立入検査 ・国民健康・栄養調査の実施 ・食品表示に係る食品業者の相談指導	○国勢調査の一般調査地区から、無作為抽出された世帯への国民健康・栄養調査の実施

※参考資料

○福岡市感染症予防計画(概要、本編)

○データ集(P1、P3)

(2)感染症対策部の所管業務について

①感染症対策課

係	所管業務	今後の主な取組み
企画管理係	<u>健康危機管理(患者対応・医療体制等)に関すること</u> ・「福岡市感染症予防計画」等に基づく健康危機管理体制(患者対応・医療体制等)の強化 ・感染症指定医療機関等の関係機関との連携 <u>感染症の予防及びまん延防止に関すること</u> ・感染症診査協議会	○IHEAT の運用に係る整備 ○保健所職員及び専門職応援職員(IHEAT 含む)等向け研修の企画、進捗管理 ○感染症診査部会の開催
感染症対策第 1 係 感染症対策第 2 係	<u>健康危機管理(患者対応・医療体制等)に関すること</u> ・「福岡市感染症予防計画」等に基づく健康危機管理体制(患者対応・医療体制等)の強化 ・保健所職員(専門職等)への研修実施 <u>感染症の予防及びまん延防止に関すること</u> ・発生届等に基づく感染症対応 ・施設等へ指導・研修 ・感染症に関する相談対応 ・HIV・性感染症の検査	○保健所職員及び専門職応援職員(IHEAT 含む)等向け研修の実施 ○感染症(結核を除く)にかかる積極的疫学調査、施設指導の実施 ○HIV・性感染症検査の実施

※参考資料

○福岡市感染症予防計画(概要、本編)

○データ集(P1～2)

②結核対策課

係	所管業務	今後の主な取組み
結核対策係	<u>結核対策に関すること</u> ・積極的疫学調査 ・患者等の管理 ・服薬支援(DOTS)^{※1} ・結核診査部会 ・結核健診	○結核対応にかかる積極的疫学調査、結核患者等の管理等 ○結核診査部会の開催 ○各種結核健診の実施 ・結核定期健診 ・デインジャーグループ^{※2} 健診 ・管理検診 ・接触者健診 ・ハイリスクグループ^{※3} 健診
放射線担当主査	<u>診療放射線業務に関すること</u> ・結核健診の実施 ・診査部会	○各種結核健診の実施 ・結核定期健診 ・デインジャーグループ^{※2} 健診 ・管理検診 ・接触者健診

※1…服薬支援(DOTS)

結核のまん延防止や多剤耐性結核の発生予防のため、結核患者の確実な治療(抗結核薬の内服)完遂を目的として、患者の治療中断リスク、背景、環境等を考慮し、患者本人にとって最も適切かつ確実な服薬確認の頻度と方法を採用して実施する支援

※2…デインジャーグループ

結核を発症すると周囲に感染をおよぼすおそれのある職業の従事者・関係者で、職場等での健診機会のない者(保育士、教職員等)

※3…ハイリスクグループ

結核発病の危険が高い者のうち、学校等での健診機会のない者(ホームレス、外国出生者等)

※参考資料

○データ集(P2)

(3)精神保健・難病対策部の所管業務について

①精神保健・難病対策課

係	所管業務	今後の主な取組み
事業調整係	<u>精神保健福祉に関すること</u> ・精神保健福祉の企画調整及び普及啓発 ・精神保健福祉法及び障害者総合支援法に基づく医療体制の確保	○心のサポーター養成講座の開催 ○精神保健指定医の指定・更新 ○精神科病院の实地指導 ○自立支援医療(精神通院)機関の指定・更新
精神保健福祉第1・2係	<u>精神保健福祉に関すること</u> ・精神科医療に関する入院等の対応、相談、啓発事業 ・精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	○措置入院等の対応や訪問による退院後支援の実施 ○相談対応や家族講座、うつ予防教室の開催 ○検討部会の開催、研修の実施
難病疾病対策係	<u>難病対策に関すること</u> ・難病対策の企画調整及び普及啓発 ・指定難病の医療費助成 ・難病患者の災害対策	○相談会や講演会の開催 ○審査会実施、公費負担の決定 医療費助成制度のオンライン化の推進 ○在宅人工呼吸器使用者の個別避難計画作成及び非常用電源整備事業の推進

※参考資料

○データ集(P4)

(4)地域衛生部の所管業務について

①医薬務・衛生推進課

係	所管業務	今後の主な取組み
くらしの衛生係	<u>環境衛生に係る企画・調整に関すること</u> ・環境衛生関係施設の許認可及び監視指導 ・居住環境の衛生対策(飲用水、室内環境) ・部内の連絡調整など	○環境衛生関係施設に対する衛生指導や情報提供の企画・調整 ○安心安全な宿泊環境の確保の推進 ○貯水槽の衛生指導 ○普通公衆浴場の振興
医薬企画係	<u>医薬務に係る企画・調整に関すること</u> ・病院等の許認可及び監視指導 ・薬物乱用防止対策 ・医薬務業務に係る連絡調整など	○病院、医療法人等の許認可 ○衛生検査所の登録、監視指導 ○医療・薬事施設等の監視指導に係る企画・調整 ○医薬務に係る各衛生課、国、他自治体、団体等との連絡調整 ○福岡市薬物乱用対策推進協議会、薬物乱用防止啓発イベントの実施
医薬務業務推進担当	<u>医薬務業務の推進に係る企画・調整に関すること</u> ・医薬務手続きのオンライン化推進 ・研修の企画・調整	○オンラインで申請可能な医薬務手続きの拡充 ○医療監視員及び薬事監視員を対象とした研修の実施

※参考資料

○データ集(P5、P8)

②食品安全推進課

係	所管業務	今後の主な取組み
食品安全企画係	<u>食品衛生に係る企画、食品表示に関すること</u> ・食の安全・安心に関する施策の推進 ・市民への情報提供 ・食品表示法に係る監視指導 ・食品衛生協会に関する業務 ・課の庶務など	○食の安全・安心の確保に関する基本方針に基づく施策の推進 ○食の安全安心に関する広報、啓発 ○食品表示法に係る品質事項の監視指導、衛生事項の連絡調整
食品衛生係	<u>食品衛生、食品監視、食肉衛生に関すること</u> ・食中毒、違反食品対応 ・食品衛生関係施設の許可、監視指導 ・食品の収去及び食肉(食鳥肉含む)衛生に関する業務の連絡調整など	○食中毒等発生時の他都市及び厚労省との連絡調整 ○営業許可に係る連絡調整 ○食品衛生監視指導計画の策定、収去計画の策定及び食品衛生検査施設の検査精度管理(GLP) ○と畜場法及び食鳥処理法に係る連絡調整

※添付資料

○データ集(P6～P7)

③各衛生課

係	所管業務	今後の主な取組み
環境係	<u>環境衛生に関すること(各区生活環境課の所管に係るものを除く)</u> ・環境衛生関係施設の許認可 ・監視指導 ・相談対応 ・居住環境の衛生対策(飲用水、室内環境)に関する相談対応など	○環境衛生関係施設への立入検査 ○環境衛生関係施設に対する衛生指導や啓発、相談対応 ○居住環境の衛生対策(飲用水、室内環境)に関する相談対応
食品係	<u>食品衛生に関すること</u> ・食中毒、違反食品対応 ・食品衛生関係施設の許可、監視指導 ・市民への啓発など	○食中毒、違反食品等健康危機管理事案への対応 ○食品衛生関係施設の許可及び監視指導 ○食品衛生に係る講習会の実施及び啓発
環境及び食品衛生担当主査	<u>環境衛生及び食品衛生に関すること</u>	○大規模施設(食品製造施設、宿泊施設、社会福祉施設等)の監視指導
医薬務係	<u>医薬務に関すること</u> ・医療・薬事施設の許可、監視指導 ・医療相談対応 ・医療従事者免許事務 ・衛生統計調査	○医療・薬事施設の許可、申請等の受付、監視指導 ○医療安全相談窓口、医療安全研修会の実施 ○医療従事者免許に係る各種申請の受理、県への進達事務 ○人口動態調査、国民生活基礎調査、医療施設調査等の対応

※添付資料

○データ集(P5～P9)

○地域保健法（抜粋）

（昭和二十二年九月五日）
（法律第百一号）

第五条 保健所は、都道府県、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市、同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市その他の政令で定める市又は特別区が、これを設置する。

第十一条 第五条第一項に規定する地方公共団体は、保健所の所管区域内の地域保健及び保健所の運営に関する事項を審議させるため、当該地方公共団体の条例で定めるところにより、保健所に、運営協議会を置くことができる。

○福岡市保健所運営協議会条例

昭和30年3月25日

条例第23号

(設置)

第1条 地域保健法(昭和22年法律第101号)第11条の規定に基づき、保健所の所管区域内の地域保健及び保健所の運営に関する事項を審議するため、福岡市保健所に福岡市保健所運営協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(委員の任期)

第2条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 市長は、協議会の運営上必要があると認めるときは、前2項の規定にかかわらず、任期中であつても委員を解任することができる。

(組織)

第3条 協議会に会長1名、副会長1名を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選による。

(運営)

第4条 会長は、協議会を代表し、議事その他の会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会は、会長が招集する。

第6条 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、福岡市保健所において行う。

(その他)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、昭和30年4月1日から施行する。

附 則(昭和31年11月12日条例第56号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和55年3月31日条例第23号)

(施行期日)

1 この条例は、昭和55年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の福岡市保健所運営協議会条例の規定は、この条例の施行の日以後の任命に係る委員の任期について適用し、同日前の任命に係る委員の任期については、なお従前の例による。

附 則(平成6年9月22日条例第55号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成9年3月31日条例第17号)

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(令和5年12月21日条例第60号)抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して8月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(令和6年規則第85号により令和6年7月1日から施行)

○福岡市保健所運営協議会条例施行規則

昭和32年2月28日

規則第2号

第1条 この規則は、福岡市保健所運営協議会条例(昭和30年福岡市条例第23号)の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 保健所運営協議会(以下「協議会」という。)の委員の定数は、20名以内とする。

2 協議会の委員は、関係行政機関、医療関係団体、医療施設、学校、社会福祉施設、事業場等の代表者又は職員、学識経験者その他適当と認める者のうちから市長が任命する。

第3条 協議会の招集は、開催の日前3日までに委員に通知するものとする。

第4条 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

第5条 関係職員及び議事に関係のある者は、会長の承認を得て会議に出席し、意見を述べることができる。

第6条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

この規則は、令和6年7月1日から施行する。